

仕様書

1. 総則

この仕様書は葛城市（以下「本市」という。）が購入する移動電源車（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。

車両の製作は、別添の特記仕様書に従い契約後受注者にて製作すること。

受注者は、後日見積書の明細を発注者に提出すること。

車両は道路運送車両法など関係法令を遵守すること。

同等品の場合は事前に生活安全課にカタログを持参し承諾を受けること。

受注者は契約に当たりこの仕様書を了承し、不明な点については、本市担当職員に質問し十分に熟知した上で契約すること。

受注者は契約後仕様書詳細について本市担当職員と打ち合わせを行い、承認を得て製作に着手すること。

本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要とするものは装備することとし、疑義・不明な点が生じた場合は発注者の指示に従うこと。

納入は次の通りとする。

- ・台数は1台とすること。
- ・新規製造とすること。
- ・納入場所 葛城市柿本166番地 葛城市役所 新庄庁舎
- ・納入期限 令和8年3月25日（水）（上記期間内で、手配後速やかに納入すること。）
納入日については、事前に発注者と調整すること。

移動電源車
購入特記仕様書

葛 城 市

目 次

第一章 一般共通事項

- 1 概要
- 2 適用規格
- 3 購入台数
- 4 納入期日、受け渡し場所
- 5 納入後の保証

第二章 搭載発電装置仕様

- 1 概要
- 2 使用条件
- 3 塗装色
- 4 性能
- 5 発電機諸元
- 6 原動機諸元
- 7 発電機操作制御盤、発電機出力盤

第三章 車両仕様

- 1 本体構造
- 2 車種
- 3 車両主要諸元
- 4 細部仕様
- 5 架装仕様
- 6 表示銘板
- 7 付属品及び工具類

第四章 検査

- 1 車両登録
- 2 完成検査

第五章 納入

- 1 納入

第一章 一般共通事項

1 概要

本仕様書は、非常時における電源を確保する為に非常用発電装置を搭載した車両とし『道路運送車両法』で定める『道路運送車両の保安基準』に適用するものとする。

2 適用規格

- (1)日本産業規格 (JIS)
- (2)電気規格調査会標準 (JEC)
- (3)日本電機工業会規格 (JEM)
- (4)電気設備技術基準

3 購入台数

移動電源車×1車

4 納入期日、受け渡し場所

納期期日：令和 8年 3月25日(水)

受け渡し場所：奈良県葛城市柿本166番地 葛城市役所 新庄庁舎

5 納入後の保証

発電装置部：納入の日より起算し1年以内に生じた設計製作上の起因する不具合

の場合は製造メーカーの責任において遅延なく修復すること。

車両部分：車両製造メーカーの保証内容に準ずる。

但し、購入後の6ヶ月及び12ヶ月点検は無償対応とすること。

第二章 搭載発電装置仕様

1 概要

- (1) 発電装置(原動機、同期発電機、消音機類)は防音対策を講じた鋼板製の筐体へ組み込み、充電部が露出しない構造とする。
- (2) 本装置筐体には外部点検用の扉を必要数設ける。
- (3) 同期発電機本体と原動機は直結方式とする。
- (4) 本装置は燃料切れによる再始動時のエア抜きを自動で行える機構を装備する。
- (5) 本装置は一人で運転操作、監視出来る構造とする。
また、運転時に計器並びに表示灯類は晴天下においても容易に監視可能とし、車両の扉を開かずとも目視出来る構造とする。

2 使用条件

発電装置は次の環境下において正常動作とする。

- (1) 海拔高度：300m 以下
- (2) 周囲温度：-5～40℃
- (3) 相対湿度：85% 以下

3 塗装色

各機器の塗装は、錆止め・仕上げ共に十分に行い、下記の通りとする。

- (1) 筐体：5Y7/1 (半ツヤ)
- (2) 原動機：製造メーカー標準色
- (3) 同期発電機：製造メーカー標準色
- (4) 発電機盤：5Y7/1(半ツヤ)
- (5) 共通台床：製造メーカー標準色
- (6) 消音器：耐熱シルバー
- (7) 燃料槽：製造メーカー標準色

4 性能

- (1) 速度変動率：瞬時±10% 整定+5% 整定時間 8 秒以内
- (2) 過速度耐力：110%にて 1 分間(原動機) 120%にて 2 分間(発電機)
- (3) 電圧変動率：瞬時-30% 整定±2.5% 復帰時間 2 秒以内
- (4) 波形くるい率：無負荷定格電圧・周波数において 10%以内
- (5) 波形ひずみ率：無負荷定格電圧・周波数において 5%以内
- (6) 不平衡負荷：逆相電流 15%
- (7) 電圧調整範囲：定格電圧に対して±5%以上
- (8) 過負荷耐力：110%負荷にて 30 分間

5 発電機諸元

- (1) 型式：同期発電機
- (2) 定格出力：12kVA (9.6kW)
- (3) 定格電圧：220/110V
- (4) 定格電流：54.6A
- (5) 定格周波数：60Hz
- (6) 定格回転数：3,600min⁻¹
- (7) 極数：2
- (8) 相数：単相三線
- (9) 定格力率：0.8(遅れ)
- (10) 励磁方式：ブラシレス
- (11) 耐熱クラス：電機子 155(F) 界磁 155(F)
- (12) 保護方式、冷却方式：IP20、IC01

6 原動機諸元

- (1) 種類：ディーゼル機関
- (2) 冷却方式：ラジエータ冷却方式
- (3) 回転数：3,600min⁻¹
- (4) 使用燃料：JIS(2号)軽油
- (5) 始動電圧：DC12V(車両用蓄電池と共用可とする)
- (6) 燃料槽：195L(発電機専用槽とし、実容量とする)

※連続運転 168 時間に対応可能な潤滑油量を保有すること。

7 発電機操作制御盤、発電機出力盤

- (1) 操作制御盤は軽量小型化した屋内自立盤とし、自動電圧調整装置、保護継電器等の機器を収納し振動及び温度に対し性能劣化を生じない構造とすること。
- (2) 操作制御盤前面に状態表示灯及び計測機器類を配置し外部より容易に監視可能な構造とすること。
- (3) 操作制御盤前面に手動にて運転停止出来る釦を設け、強制停止可能な非常停止釦を設けること。
- (4) 故障や状態表示はメーカー標準とする。
- (5) 発電機出力盤は単相2Pコンセント(ロック機構付)を必要数設けること。
- (6) 発電機出力盤は充電部を露出しない構造とし、露出する場合はカバー等で封止をすること。
- (7) 発電機出力盤へ接地装置を取り付け、接地線2m、接地棒×1本を納入すること。

第三章 車両仕様

1 本体構造

本車両はワンボックスタイプの車両内に非常用発電装置を搭載した車両とし、『道路運送車両法』で定める『道路運送車両の保安基準』に適用するものとする。

2 車種

ワンボックスタイプとし、普通免許にて運転できるものであること。

3 車両主要諸元

(1) 変速	オートマチック
(2) 全長	5,000 mm 程度
(3) 全幅	1,700 mm 未満
(4) 全高	2,300 mm 未満
(5) 車両総重量	3,500 kg 未満
(6) 乗員定員	3名
(7) 燃料	軽油
(8) 駆動方式	4WD

4 細部仕様

- (1) 床マットは運転席及び助手席にゴム製マットを敷くこと。
- (2) タイヤはオールシーズンタイヤにて納入すること(夏タイヤ及び冬タイヤは不要)
- (3) タイヤチェーンはシングルタイプを納入すること。
- (4) カーナビゲーションを取り付けること。
- (5) ETC2.0を取り付けること。(カーナビゲーションとの連動式)
- (6) ドライブレコーダーは車両の前後に取り付けること。
- (7) バックモニターを設けること。
- (8) LED 発煙筒×1本、LED ハンディライト×1個を装備すること。
- (9) 消火器(ABC4型)×1本を搭載すること。
- (10) 輪止めを納入すること。

5 架装仕様

- (1) 発電装置の排気及び排煙排出口として天井開口(天蓋月付)を設けること。
- (2) 天井開口は自動及び手動にて開閉出来る構造とすること。
- (3) 発電装置筐体付近に車体傾斜確認装置を設けること。
- (4) 発電機吸気は車両下面より行える構造とし、雨水が入り込まない構造とすること。
- (5) 騒音は車両の周囲 1 m地上高 1.5m の位置において 8 方向エネルギー平均値 75dB(A) 以下とする。
- (6) 発電装置の重量を加味し、車両足回りを強化すること。
- (7) 監督員と協議のうえ、車両外装へ部分ラッピングを施すこと。

6 表示銘板

- (1) 発電装置筐体の見易い箇所に『移動電源車』としての品名、製品番号、製造年、製造メーカー名を明記した銘板を取り付けること。
- (2) 発電装置、発電機操作制御盤、発電機出力盤並びにその他取付機器について名称、定格、製造年、製造メーカー名、保守点検に必要な注意事項等を明記すること。

7 付属品及び工具類

- (1) 付属品は製造メーカー標準とする。
- (2) 工具類は製造メーカー標準とする。但し、発電機分と車両分にそれぞれ分けて納入すること。

第四章 検査

1 車両登録

移動電源車は監督員立会検査前に自動車検査登録を済ませること。

但し、自動車損害賠償責任保険加入までを受託者の範囲とする。

2 完成検査

監督員立会のうえ、下記事項について完成検査を受検すること。

- (1) 外観寸法検査
- (2) 絶縁抵抗試験
- (3) 絶縁耐力試験
- (4) 機能試験(保護装置試験含む)
- (5) 負荷特性試験(瞬時特性を含む)
- (6) 騒音測定試験
- (7) 予備品、付属品検査

第五章 納入

1 納入

移動電源車を指定場所までの納入し、操作説明を行うこと。

納入までに要する経費は、受注者の負担とすること。

納入時、車両及び発電機燃料を満杯とすること。

完成図書として、以下の書類を必要部数提出すること。

- (1) 完成図書
- (2) 製造メーカー試験成績書(社内検査及び立会検査内容)
- (3) 取扱説明書（車両、発電装置、電装品）
- (4) 操作手順書
- (5) 自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル券預託証明書
- (6) 改造自動車等審査結果通知書
- (7) 移動電源車 製品保証書

以上